

令和4年民生文教常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月14日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和4年9月14日 午前9時 委員長宣告
4. 付託された審査事項
 - 認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議事日程

令和4年9月14日(水曜日) 午前9時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 付託事件の審査及び採決

(住民環境課)

- ①認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(保険長寿課)

- ①認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(福祉課)

- ①認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(学校教育課)

- ①認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(生涯学習課)

- ①認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

- 5 その他
-

出席委員(5名)

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 大沢 まり子 | 副委員長 | 奥村 悟 |
| 委員 | 山田 儀雄 | 委員 | 安藤 雅子 |
| 委員 | 伏屋 光幸 | | |

その他出席した議員

議長 高山 由行

傍聴者

岡本 隆子 福井 俊雄 清水 亮太

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 渡 邊 公 夫 | 副 町 長 | 寺 本 公 行 |
| 教 育 長 | 奥 村 恒 也 | 民 生 部 長 | 小 木 曾 昌 文 |
| 住 民 環 境 課 長 | 高 木 雅 春 | 住 民 環 境 課 ふれあい住民係長 | 秋 田 弥 生 |
| 保 険 長 寿 課 長 | 大 久 保 嘉 博 | 保 険 長 寿 課 介護保険係長 | 福 井 章 隆 |
| 保 険 長 寿 課 高 齢 福 祉 係 長 | 福 田 康 孝 | 保 険 長 寿 課 国 保 年 金 係 長 | 林 勇 気 |
| 福 祉 課 長 | 日 比 野 浩 士 | 福 祉 課 社 会 福 祉 係 長 | 瀬 瀬 泰 浩 |
| 福 祉 課 児 童 福 祉 係 長 | 丹 羽 英 仁 | 福 祉 課 保 健 予 防 係 長 | 可 児 剛 彦 |
| 教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 | 筒 井 幹 次 | 学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長 | 玉 川 勇 気 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 日 比 野 克 彦 | 生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 係 長 | 林 三 樹 夫 |
| 生 涯 学 習 課 ス ポ ー ツ 振 興 係 長 | 小 池 誠 治 | 生 涯 学 習 課 文 化 振 興 係 長 | 栗 谷 本 真 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 土 谷 浩 輝 | 議 会 事 務 局 書 記 | 井 戸 芳 枝 |
|-------------|---------|------------------|---------|

委員長（大沢まり子君）

おはようございます。

私自身、今回先週ですけれども、一般質問と次の付託の審議、ちょうどぴったりと合ってしまっただけで申し訳なかったんですけれども、5日間外出禁止令が出まして、本当に皆さんに御迷惑かけたと思います。一般質問もできなかったこともとても残念なんですけれども、隣の家族だったんですけど、5名中2名が発症しまして、あとは発症せずに済みました。前日に会食をしまして、家族団らんだったんですけれども、それが災いになりましたけれども、これからはもっと本当気をつけたいと思っております。皆さんのほうはお元気そうですが、お気を付けください。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は5名で、定員数に達しています。これより民生文教常任委員会を開会いたします。

最初に議長より挨拶をお願いいたします。

議長（高山由行君）

改めましておはようございます。

民生文教常任委員会ということで、しっかりと審議をお願いします。

今、委員長のほうからコロナの話が出ました。本当に御嵩町でもひたひたと議員さんの周りにもいよいよ来て、実は私も側で身内が発症するという事案が二、三回続きましたが、何とか私自身はこれはなっていないということで、今度、議員さんが最初になると大変だなという思いはあります。

それと、新聞のやはり御嵩町のコロナの人数にやっぱりまた最近ぐっと多くなったときがあったので、一喜一憂しておりますが、私は北方町さんと人口の人数が似ているので、北方町さんといつも見比べています。あそこは町に近いということで多く出ますので、そこら辺と比べてどうかなということはいつも思っておりますが、御嵩町が本当に重症者がたくさん出ないことを願うばかりであります。私たちも一生懸命、自分たちがならないように、家族がならないように、御嵩町民もならないように注意して生活していきたいと思っております。

以上です。本日はよろしく申し上げます。

委員長（大沢まり子君）

ありがとうございます。

続きまして、町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本当にひたひたとコロナ感染症が近づいているというのは肌で感じています。

第7波と呼ばれた感染拡大ですけれども、ちょっとここ数日落ち着いてきたかなと。どの波も大体一定の期間で落ち着いてくると。ただ、落ち着いた原因というか対応は何かできたから落ち着いたという根拠がないものですから、これまた第8波はまた来るんだらうというふうに思っています。ただ、家庭療養、自宅療養が多いものから、多分体調不良が発覚してその後の対応というのがなかなかできずにお亡くなりになる方が多いかと思えますけれども、データを見てみると、既にほかの病気を持ってみえるという方がほとんどということですので、そういう意味では平生いろいろ体のケアをしている方々は、ある意味ワクチンを打って軽症化しているというのが現実かと思えます。

私は個人的には、本当に子供2家族が感染して、2軒とも全滅という状態で、今現在進行期でして片方がやっていますけれども、まるで今日食べたいものって、レストランみたいな気持ちになって、あれが食べたいこれが食べたいと、女房はもう昼から食事の準備ばかりで、それを配達していると、デリバリーでやっているというような状況で、本当に近くに来ましたので、役場の中でも数名感染をしましてし、原因が分かればいいんですけども、それがなかなか分からないというようなことになってきましたので、平生からうつらないことも大切ですけど、自分が感染していると思って行動するのが一番いいのかなというふうに思っています。町議会第1号、誰になるのかということを目を注ぎたいと思っていますので。

今日の昨年度決算の御審議をよろしくお願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

ありがとうございました。

これより付託事件の審査及び採決に入りますが、その前にお願いがございます。

質疑等発言を行う場合は、挙手の上、行っていただきますようお願いいたします。

決算審査に当たっては、計数の誤りなどについても精査をする必要がありますが、予算を議決した際の趣旨や目的に沿って、適正にかつ効果的に執行されたか、またそれによって行政効果が発揮できたか、さらに今後の行政運営においてどのように改善、工夫がなされるべきかを、そのような点を主眼に置いていただき、行っていただくようお願いいたします。

お諮りします。付託事件の審査は、さきに行いました当委員会協議会及び本会議で説明を受けておりますので、執行部からの補足説明の有無を確認し、補足説明があれば行っていただき、その後に質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより9月8日の本会議において当委員会に付託されました事件について、それぞれ審査

及び採決を行います。

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、住民環境課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いいたします。

住民環境課長（高木雅春君）

補足説明はございません。

委員長（大沢まり子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

主要施策の24ページになります。

消費者行政推進事業についてお伺いをします。

これは、振込詐欺の防止の録音装置を高齢者に貸し出すという事業ですが、毎年10台から15台の予定で、令和2年は15台を貸出しして35台になっているという話を聞いております。令和3年度は10台になっていますが、これは期限があるのかなのかということと、あと貸出しの案内は恐らく申込みによって貸し出したと思いますが、どういう人たちにどういう案内を出しているのかということ。それから、使った人からの反応というか評判はどうでしょうか。

もう一点、町内で詐欺の被害などは出ていますでしょうか。以上お聞きします。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まずこの貸出装置の期限ですが、いつから貸すということはありませんけれども、終わりは特に定めてはおりません。

それから、どういう人たちにということですが、町内に住所を有する65歳以上の方のうちで独り暮らしの方と、あと高齢者のみで構成される世帯に属する方とか、日中に高齢者だけになるというような状況の方にお貸しをしているという状況でございます。

それから、使った方たちの感想といたしましては、今まで迷惑電話といいますが、そういったセールスをしてくる電話が、迷惑電話がたくさんかかってきたけれども、この装置をつけたことによってそういった電話がなくなったということと、あと無言電話もかかってきたという方がいらっしゃったんですが、そういった方が証拠の装置を取り付けたことによってかかってこなくなったということを感じてお聞きをしている状況です。

それから、消費者被害が出ているかということですが、こちらについては、そう

いった御相談があるかないかということであれですけれども、こういった方の御相談は年間何件か受けているところでございまして、相談件数としましては令和3年度は16件ございました。以上でございます。

委員（安藤雅子君）

被害などは出ていないわけですね。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

被害が出たということは把握しておりません。相談があつて、どうしたらいいやろうといった御相談です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに。

委員（山田儀雄君）

マイナンバーカードの交付促進についてということで、令和3年度末が41.7%か何かで、その旨、課長からちょっと話を聞いたんですけれども、各自治会に出向いて交付申請を受け付けてくるというような話があつて、その辺のところでも今41.7%がどのくらいに上がってきたのかなという思いがありますし、監査のほうについても促進を図ることが書いてありますので、今の状況をちょっと教えていただくとありがたい。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず8月末現在のマイナンバーカードの交付率でございますが、47.91%ということでございます。

自治会のほうの出張受付窓口につきましては、今週から順次、今まで調整を取らせていただいております。順番に今週から各地区の自治会の集会所を回らせていただいております。出張窓口として開設させていただく予定でございます。

委員（山田儀雄君）

自治会のほうに出向いていくわけですけれども、その時間というのはどんな感じになるんですかね。夜なのか昼なのかちょっと。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

時間につきましては、大体2時間程度を予定しております。午前中については9時半ぐらいから一、二時間程度、午後は1時半から3時半、大体2時間程度ですね。そのような形で行かせていただくこととなっております。

委員（山田儀雄君）

要するに昼間、昼前2時間、午後2時間と、夜はやらないということで、地元におられる方

を対象にして促進を図っているという感じなんですかね。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

委員のおっしゃるとおりです。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

副委員長（奥村 悟君）

関連ですみません。

マイナンバーカードの促進事業ですが、昨年度 41.7%で県の交付率と同じになっているということで、かなり伸びを示しております。今年度も頑張っておられますので、よろしく願いいたします。

その中で、マイナンバーカードを作りますとマイナポイントが付与されるわけですが、作ったときにすぐ付与されるのか、後ほどでもいいのか後からでも、忘れたということの後からでもできるのか、あと更新時も当然変更されますが、その辺のところどうでしょうか。

住民環境課ふれあい住民係長（秋田弥生君）

マイナポイントの手続につきましては、交付を受けたそのときに、もうマイナンバーカードにポイントを受け取る受取先が決めておられて、登録がマイナンバーカードとひもづける手続が完了できる状態がそろっていれば、その場でお手続をできますし、そろっていなければ交付のときに再度御説明をして、こういったものを御用意くださいねということで、また後日来ていただいてのお手続も大丈夫ですということで御説明させていただいております。

副委員長（奥村 悟君）

5年ごとの更新がもうあるか、そろそろ出てくると思うんですけども、総務省によるとマイナポイントが重複申込みで156万円ほど多く付与していたというような実例があるわけですが、当町でも特に更新時の重複があったということが事例であるわけですが、当町においてはその辺の情報とか対応というのはどんなふうにお考えでしょうか。

住民環境課長（高木雅春君）

奥村委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

マイナンバーカードの重複、マイナポイントの重複につきましては、該当があれば県のほうから連絡するような感じになってはいますが、御嵩町ではそういう方がいるという報告はないので、該当者はいないというふうに考えております。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質問ある方。

副委員長（奥村 悟君）

主要施策の成果に関する説明書の25ページのほうですが、ちょっと教えてください。

分別収集事業のところですが、当初は中身があります缶とか瓶とか古着とか古紙、この自治会の収集のほうで、当初は834万3,000円ほど予算化されておりまして、実際は決算が789万410円なんですけれども、令和3年度から隔月、二月に一遍ということで、6回の試算だったと思うんですけれども、45万2,590円ほどの減となっていますけれども、令和2年度は5回であったと、4月がなかったということで740万円同額ぐらいの金額なんですけれども、令和2年度と比較して47万3,616円の増になっていますが、自治会の6回の開催だったと思うんですけれども、その辺の理由、ここら辺の数字の違いの理由をちょっと教えてください。

住民環境課長（高木雅春君）

分別収集につきましては、今現在、隔月でやっております。令和2年度につきましては、4月にコロナの関係で全地区分別収集をやらなかったです。それから、令和3年度に参りまして、8月に台風の影響で中・伏見地区のほうで分別収集をやらなかったことがございますので、御嵩地区の分について分別収集というのは8月にやっていますので、丸々一月分増額になるわけじゃなくて、8月に中・伏見地区がやっていなかったことによって数字の差額が少し出るということになっていますので、よろしく願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

質疑はないようですね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、民生文教常任委員会所管部分についての採決は、全ての課の質疑終了後に一括して行いますので、よろしく願いいたします。

これで、住民環境課関係を終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

続きまして、認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、保険長寿課関係について執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（奥村 悟君）

主要な施策の成果に関する説明書ですが、29 ページですけれども、上段のシルバー人材センター委託というふうに名称がなっているわけですが、令和3年度の当初の予算を見ていますと、この部分に関連するところは、老人憩いの家管理業務委託ということで、事業の概要というのは、老人憩いの家の日常管理業務の委託というふうになっているわけですが、今回、これの成果のほうが高齢者等の健康増進で老人の憩いの家を運営しということで、フレイル対策を図ったということになっているわけですが、ここの書きぶりですね。シルバーのほうには管理をさせていただいているだけだと思ってしまうわけですが、運営をしているということなんですかね。ここら辺の書きぶりはどうかと思ってしまうわけですが。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

おっしゃるとおりでございます、すみません、ちょっと事業名のほうを間違えて記載しております。申し訳ございませんでした。

シルバー人材センターに老人憩いの家の管理を業務委託しておりますので、こちらの事業の名称は、老人憩いの家管理業務委託が正式となっております。大変申し訳ございませんでした。

老人憩いの家を運営しているのは御嵩町でございます、シルバー人材センターには憩いの家の管理のほうを業務委託しておりますので、シルバーのほうは憩いの家の管理のほうを行っております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

管理をということですね。それで、この153万3,000円は人件費だということですね。それで、利用者が450人ということで、この450人のカウントというのはシルバー人材センターがもう担っておるといえることでしょうか。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

シルバー人材センターを利用している団体の利用された人数になります。シルバー人材センターに利用したい団体が申込みをしますので、申込みをして実際に来られた人の人数になっております。

委員長（大沢まり子君）

すみません、私1点聞きたいんですけど、よろしいですか。

今の関連なんですけど、結局はこの今の老人憩いの家のこういった要望、フレイル対策とか、そういったものはどういった形で進められているんですか、週何回とか。ひなたぼっこさんはもうなくなったと聞いたんですけど、あそこはどういうような形で活用されているんですか。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

老人憩いの家はおっしゃるとおり、ひなたぼっこにつきましては、もう既に活動終了、コロ

ナと同時に、コロナ自粛期間中なので令和2年度中に既に解散という形で活動自体は終わっておりますが、それ以外の団体については、一部コロナの関係で活動制限している団体はございますけど、例えばコーラスとか発声を伴うものとか、囲碁・将棋とかにつきましては、今年度制限は解除しましたが、令和3年度につきましては、ずっと禁止しておりましたので、そういった活動以外は以前どおりに活動しているところはございます。例えば脳トレ教室については引き続き活動していただいておりますし、またグラウンドゴルフ協会が定例会をされたりもしています。また、運動教室も引き続き活動は行っておりますので、そういったところで450人の利用があったという形になります。ただ、本館については使用禁止にしております。古い建物のほうですね。耐震性の問題とかもございますので、新館のみの利用という形になっております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

今この脳トレ教室とか運動教室とか、囲碁とか将棋は前から旧館のほうでもずっといろいろやってみえたんですけど、今新館に移ってやってみえることでいいですね。

教室とか運動教室なんかは、何かでお知らせしてみえますか。ふらっとハウスとかあっと訪夢。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

老人憩いの家で開催しているものにつきましては、住民さんが自主的にやってみえる自主教室の運動教室をやっているものになりまして、あっと訪夢、ふらっとハウスのほうで、運動教室とか認知症カフェとかそういったものを開催しております。

委員長（大沢まり子君）

はい、分かりました。

委員（安藤雅子君）

似たような質問になるかと思いますが、高齢者生きがい支援センター、28ページですね。こちらの活動について少しお伺いをしたいと思います。

コロナの影響で、ここ二、三年活動が随分縮小されているのかなと思いますが、これ毎回聞くんですけども、閉じ籠もりとかフレイル予防などについては、コロナの影響は出ていますかということ。それから支援センターの利用者の増加対策を監査から求められているわけですけども、どんなものをこれから先、考えてみえるかというところ、もしありましたらお願いします。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

フレイル対策、閉じ籠もり予防というところについてなんですけど、やはりコロナの影響はあるということでございまして、利用人数の制限とかをしておりますので、例えばあっと訪

夢、ふらっとハウスにつきましては人数制限を行っております。あっと訪夢につきましては、定員が10名ですね。ふらっとハウスにつきましては、定員を6名というところで、人数のほうを制限しております。使用する部屋で大体1人当たり2メートル間隔という距離を確保するとすると、これぐらいの人数しか入れることができないというところになりますので、人数制限しているのと、あと時間制限もしております、両施設2時間まで。なので、コロナ以前は朝来られて夕方帰るといような利用されている方がかなり多かったですけど、2時間しか利用ができない、また食事も禁止というところがございますので、こちらの主要施策に書いてあるとおり大きく人数が減少しております。

そういったところも踏まえて、こういった施設である介護予防事業についても、利用人数の制限をしておりますので、やはりそういった事業への影響もある状態となっております。

利用人数の増加の質問についてなんですけど、やはりコロナによる制限を解除しない限り、利用者の回復は見込めないというところにはなっております。イベントをしてもすぐに定員いっぱいになってしまうため、積極的なイベントがどうしても難しいというところにもなっております。

ただ、各指定管理者さん、努力はされておまして、あっと訪夢では文化クラブがクラブの運動教室をあっと訪夢で実施するようになっていきます。文化クラブの抱えている講師をあっと訪夢で運動教室を開催したり、ふらっとハウスでは技研サービスの方が健康講座を開催したりということで、指定管理者で努力はしていただいています。

また、町でも認知症カフェをあっと訪夢、ふらっとハウスで毎月交互に開催するように、コロナ禍になってからやっております、利用者の人数を増やすように努力は行っておりますけれども、やはりその利用人数制限によって上限が頭打ちになっている関係で伸び悩んでいるという状況となっております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質問よろしいですか。

[挙手する者なし]

質問はないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで、保険長寿課の一般会計についての質疑を終わります。

続きまして、認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

委員長（大沢まり子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

主要施策 59 ページです。疾病予防事業についてお伺いします。

ジェネリックの案内を送っているのは切替え可能な人に対して送付しているというふうにお聞きしていますが、現在、何人ぐらいの人に送っていて、何%ぐらいの人がジェネリックに切替えてくださっているのかということですね。

それで、この事業は医療費の適正化を目指したものなのですが、医療費の適正化への影響はどれくらい出ているか、分かる範囲で結構ですけれども、お答えください。

保険長寿課国保年金係長（林 勇気君）

ジェネリックについてですが、こちらはレセプトのデータ等を基としまして、岐阜県の国民健康保険団体連合会が対象者を選定し、通知を作成しております。年に2回、7月と1月に発送しております。令和3年度につきましては、7月が63人、1月が55人に通知を発送しております。

こちらの効果についてですが、昨年の分析、令和3年11月から今年の令和4年6月の間のことになりますが、こちらで5人の方がジェネリック医薬品への切替えをしております。こちらに関する切替えの効果につきましては、2万6,564円の医療費の軽減につながったというような結果が出ております。

現在、町全体のジェネリック医薬品の割合としましては、令和3年9月時点となりますが、83.2%となっております。こちらは県下3位となっております。厚生労働省が目標数値80%といったものを定めておりますが、こちらを上回っており、県平均や全国平均よりも高い水準を保っております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに。

副委員長（奥村 悟君）

関連ですが、同じところですがけれども、トータルで前年度決算額と比べていまして、令和3年度は78万699円の増になっておりますけれども、上段のジェネリックの医薬品の使用の勧奨の通知は、ここですと15万4,699円、下の診断料の助成では63万4,000円ほど増になっております。トータルでは80万ぐらいということなんですけれども、令和2年度はコロナが大変あったということで、受診を控えた方もあったと思うんですけれども、令和3年度についてはかなり増えておりますけれども、増えた要因と医療費の集計につながったかどうか分かりま

せんが、これの増によって期待する効果、今後あるかと思うんですけども、その辺のところちょっと教えてください。

保険長寿課国保年金係長（林 勇気君）

まず金額の増額についてですが、上段、医療費通知や後発医薬品の差額通知の増額につきましては、やはり令和2年に比べて医療費等を使われた方が多かったようなことがありまして、医療費の通知件数等が増加したということで金額が増額となっております。

また、下段の健康診断料助成についてとなりますが、こちらは従来、健康診断料助成のほうは増加傾向にございまして、平成31年度には件数が89件で279万1,000円の申請となっておりました。ただ、令和2年度がやはり新型コロナウイルスの影響により受診控えがあったということで、件数が77件、222万4,000円にまで減少をしております。また今年、令和3年度がその反動により再び増加傾向に転じたということで、96件、285万8,000円まで増額しております。

事業の効果として望むこととしましては、まず1つは、特定健診の受診率に対して健康診断助成の申告があったものを計上できるということで、受診率のアップにつながる。また、この健診結果を基にすることで、より御嵩町の医療費についての精度の高い分析ができるということ、ほかにもこれは今後のこととなりますが、重要な疾病を早期発見することによって、5年後、10年後の将来の医療費の抑制につながるようなことを目標としております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

健康診断の助成ですね、4分の3の補助をいただけるということで、他の自治体と比べると本当に御嵩、手厚いわけですけども、私も利用しておりますけれども、本当にこのようなものを継続していただいて、早期発見とか病気にかからないということをもっと進めていただきたいなというふうに思います。

委員（安藤雅子君）

関連になりますけれども、健康診査を受けられて、要指導みたいなのが出た方は指導を受けられるわけですが、指導を受ける方の割合は御嵩町は随分高いというふうに聞いておりますが、医療費の削減には体の状況の改善が大きなウエートを占めるとは思いますが、特定健診の指導を受けられて、改善率は令和2年度は35.1%という報告があります。この数字というのは果たして高いのか低いのかというのがよく分からないので、そこら辺、他市町村と比べてのことを教えていただきたいということと、もう一つ、特定指導を改善まで結びつけて効果が出るようにするための工夫というのは、今後これから何か考えて、もう一つプラスで何か考えてみえませうでしょうか。

保険長寿課国保年金係長（林 勇気君）

60 ページの特定健康診査等事業の保健指導の関係のことになるかと思われませんが、特定保健指導につきましては、こちらまずは特定健診の結果を基としまして、肥満リスクやあと血糖や血圧、脂質等による追加のリスクといったものの判定を行いまして、まず保健指導のタイプを分析しております。この分析結果によりまして、動機づけ支援、積極的支援といったものに分けまして、それぞれに対して動機づけ支援は3回、積極的支援は5回の面接を行いまして、生活習慣改善のための目標や計画を立てて指導を実施し、改善状態の確認を行っております。

令和3年度の結果につきましては、特定保健指導を受けた方のうち 22.6%の方が数値目標、こちら腹囲や体重等を達成しております。また 62.3%の方が食生活の改善や運動習慣の改善といった立てられた目標、具体的な目標を達成しております。

他市町村との比較につきましては、申し訳ございません、こちらは具体的なデータがちょっと公表されておられませんので、現在手元に数値がございません。

また、今後についてなのですが、現在のところは特定保健指導が終わった後の方について、ちょっと追跡の調査や新たな指導といったものはできていないような状態となっております。ただ、こちらの保健センターで指導を行っておりますので、そちらの話を聞いたところによりますと、やはり一回これの指導にかかったような方は次年度も同じようにかかるような方がおられるということもあまして、そういった方につきましては、前年の記録等も参考にした上で新たな指導等を行っているといったようなことは聞いております。以上になります。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

副委員長（奥村 悟君）

60 ページですが、今は特定健診の話で聞くんですけれども、ここのいろんなものの支出があるわけですけれども、この特定保健指導費用という 97 万 566 円の支出があるわけですけれども、令和2年度は 42 万 1,715 円ということで、今年度 54 万 8,851 円も増えておりますけれども、受診率を見ますと、89.5%から 80.6%と若干減っておるわけですけれども、減っているにもかかわらず指導費用がとりわけ増になっているのはどういう理由なのか、ほかに他の経費が何かここに含まれているのか、ちょっと教えてください。

保険長寿課国保年金係長（林 勇気君）

今回、特定保健指導の実施率が下がった理由についてとありますが、特定保健指導はもともと対象となる人数が 100 人ほどということで人数が少ないことがございまして、数人の方が連絡が取れないや予約が取れないということによっても大きく変動するものとなっております。令和3年度はコロナ禍の最中ということもあって、やはりちょっと予約が取れないや、ちょっと

と指導のほうを受けるのがコロナの影響もあり怖いと言っているような方が多くいたため、若干ですが受診率が減少したものかとは思われます。

こちらの金額が上がっている理由についてとなりますが、こちらにつきましては、昨年新型コロナウイルス感染症の影響、コロナワクチンの接種等に人手を取られたといったような理由によりまして、保健センターで保健師さんの確保ができなくなりまして、こちらを受けまして、新たに特定保健指導の業務委託を実施しております。こちらの委託料が 44 万円となっておりますので、今回増額の理由としてはこちらが主なものとなります。こちらの保健指導委託につきましては、令和 3 年 7 月に臨時議会において補正を行わせていただいております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑ないようであります。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9 時 42 分 休憩

午前 9 時 47 分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

これより認定第 2 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第 2 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。したがって、認定第 2 号は認定すべきものと決定いたしました。

ありがとうございます。

続きまして、認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

62ページになります。健康診査事業についてお伺いをいたします。

さわやか口腔健診についてですが、これはどのような形で行ってみえるでしょうか。集団で保健センターに集まっていたら、歯科医の先生に来ていただいて健診をやっているとかそういうふうなのかどうかということ、その様子をちょっと、実施の様子をお願いします。

あと、すこやか健診、さわやか口腔健診ともに言えることですが、後期高齢者75歳以上ともなりますと、お医者様にかかりながら暮らしてみえる方の人数というのが非常に多いというふうに推測するわけですが、特定健診のようなかかりつけ医からの情報提供事業というのはこの中にありますでしょうか。

保険長寿課国保年金係長（林 勇気君）

さわやか口腔健診の実施方法についてですが、さわやか口腔健診につきましては、集団健診といった形では行っておらず、全て個別受診となります。そのため、6月に対象者全員に案内文書及び健診票を送付しまして、受診者の方は直接歯科医に申込みを行って受診する形となります。

なお、通院による歯科健診が困難なような在宅の要介護者の方につきましては、在宅で口腔機能の健診を行う訪問口腔健診といった形で対応を行っております。

続きまして、すこやか健診やさわやか健診において、医師との連携や情報提供事業といったものを行っているかといったことについてかと思いますが、こちらの情報提供事業につきましては、特定健診は可児の医師会と契約を締結しまして、また費用の支払い等につきましては、県の国保連を通して情報提供料の支払いをすることが定められていることによって情報提供事業を実施しておりますが、現在のところ、すこやか健診やさわやか口腔健診につきましては、そういった仕組みができていないことがありまして、情報提供事業は行っておりません。

ただ、医師会との協力等も当然必要なものにはなるかと思いますが、口腔健診につきまし

ては、例年4月に可児の歯科医師会の総会に参加をさせていただきまして、こちらで事業の実施や実績の報告、また今年度の協力依頼を行わせていただいております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質問ありませんか。

特にないようですね。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時51分 休憩

午前9時52分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

これより認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

こちらにつきましては補足説明ではございませんが、9月1日の私の議案説明につきまして、訂正をお願いしたいというところがございますので、この場をお借りしましてお願いをさせていただければと思います。

訂正内容につきまして、御説明をさせていただきます。

黄色い表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、17 ページをお願いいたします。

下段、介護サービス事業勘定の歳出の款 01 事業費の減額につきまして、議案説明では介護予防プラン作成に対する委託料の減などと説明をさせていただいておりましたが、実際は、地域包括センターシステムの変更によりシステム保守委託等が減額になったことによるものと訂正をさせていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員長（大沢まり子君）

説明いただきましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（奥村 悟君）

主要な施策の成果に関する報告書ですが、64 ページ。

2つにまたがってちょっとお聞きしますが、介護予防の生活支援サービス事業と、それから介護予防事業の関連ですけれども、ここに買物リハビリテーション事業委託料とありますよね。上段の介護予防・生活支援サービス事業については、要支援だとか介護認定を受けた人が対象者と思うんですけれども、ラスパ御嵩でやってみえると思うんですけれども、運動教室なんか入れて、下段にも買物リハビリテーション事業委託料ということで入っておりますけれども、この2つの事業の違いですね。下段については17万円ほど新たに入って、令和3年度に入ったわけですが、ここら辺の違いをちょっと教えてください。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

2つの事業の違いは、対象者が違うというところになりまして、やっている内容は同じ内容となっております。

まず、こちらの介護予防事業につきましては、介護認定を受けていない方が対象となっております。おっしゃるとおりで、上のほうの介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援1、要支援2、あと総合事業対象者の方々が利用できるものとなっております。このように対象者の違いによって、どうしても会計を分けなきゃいけないというところになりますので、それぞれのところに買物リハビリテーション事業が追加となっております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

新たに認定されていない方もこういった買物リハビリテーション事業ができるということなんですけれども、介護予防事業で。令和4年度も計上してあったわけですが、これについては令和4年度、令和5年度も継続していくということでもよろしいでしょうか。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

継続の予定をしております。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

委員（安藤雅子君）

63 ページの主要な施策の成果等のところで、枠の中の一番下のほうにありますが、令和3年度から支部社協が第2層協議体となりましたというふうに書いてあるんですが、すみません、ここのところ、どういうふうな仕組みになっているのかということの説明と、それから今までとどこがどう変わっていくのか、あと成果はどんなものが求められそうなのかというあたりを教えてください。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

まず協議体についてですけど、今までは第1層協議体しかない状態となっておりまして、第1層協議体が町全体というところになりまして、その範囲で話し合いをしていたというところになります。この第2層協議体というのは日常生活圏域、いわゆる各地区について対象としておりますので、第2層協議体ができしたことによりまして、第2層協議体では各地区について皆さん話し合ってください、情報共有を図ってくださいということと、第1層協議体は町全体について話し合ってくださいというところで、第2層ができることによって、それぞれすみ分けができるようになりました。

成果というところについてなんですけど、第2層協議体につきましては、令和2年度に支部社協でやっていこうという合意形成ができて、令和3年度から始まる予定ではあったんですが、協議体としては立ち上がりましたが、新型コロナウイルスの関係で支部社協のほうで令和3年度も開催しないということをされましたので、活動の実態は令和3年度はありませんでした。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

副委員長（奥村 悟君）

関連ですけれども、65 ページになりますけれども、ここに生活支援コーディネーターの事業委託料ということで、612万3,000円ほど予算計上しておりますけれども、主に人件費だと思っておりますけれども、社協の担当者がおると思っておりますけれども、その2層協議体が支部社協にできたということなんですけれども、それを手厚く今後進めていかれるというふうな思っておりますけれども、昨年は令和2年度と比べて多少コロナが落ち着いたということで、サロンなんかもわいわい館とか西田でやられていると思っております。私も西田のサロンに数回出かけたわけですけれども、そういったところに出かけてコーディネーターが生活支援のコーディネーター

を受けて、いろんな中でサポートしたりコーディネートするのが主だと思うんですけども、一度も見たことはないわけですけども、昨年度の活動はどんなことをやられたのか、その辺を教えてください。

保険長寿課高齢福祉係長（福田康孝君）

昨年度、全部のサロンに行かれたかどうかまではちょっと把握はし切っていないところではございますけど、各サロンには訪問をしております。また、訪問していないところにつきましても、代表の方にお電話とかで聞き取りはしておいて、そういった形で情報の確認はしております。また、集いの前の訪問以外にも、ちょこっと支え合いサポーターとか、あとほかのボランティア団体ですね、そういった活動に同行したり定例会に参加したりして、ボランティアの活動状況とか、どういったニーズがあるのかといったところの把握をされております。

また、第1層協議体は昨年度開催しておりますので、そちらに参加いただいて、その協議体の場で集いの場の活動状況について、協議体の皆さんに情報を諮ったりとか、そういったことをしていただきました。

また、令和3年度は地域デビュー講座ということを新しく企画しております、始めてみようボランティア福祉車両運転編という形で参加者を募って講座を3月29日に開催しております。また、広報紙の1月号に生活支援コーディネーターについて紹介の記事を掲載させていただいております。以上です。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

今の活動内容ですけども、補足というか、ほかにコロナ禍でいろんな団体の方のモチベーションというのが下がっております、なかなかやれないといった中で。そういった中の団体の方に先ほど説明しましたように、電話をかけてどうやったら今後どういう活動がしていけるかとか、どうやって存続していこうかなどというような相談対応にもしておりますので、今後の地域包括ケアに向けた動きというものは続けておられますので、補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

副委員長（奥村 悟君）

この生活支援コーディネーターについては、毎年ちょっと質問をさせていただくわけですけども、なかなか見えてこないんですね。600万円ほどの人件費を委託料で出しているわけですけども、そういったサロンへ出かけて、お年寄りの生活実態とかそういったものとの意見交換をするというのは、支援につながっていくかなというふうに思いますので、そういったところに出かけながら情報共有をしたり、コーディネーターの方についてはやっていただきたいというふうに思いますので、既に令和4年度は始まっておりますので、来年度またそういった質問が出ないように、よろしく願いしたいと思います。

委員（山田儀雄君）

63 ページの成果等のところの一番上に、被保険者数が 5,811 人お見えになって、そのうち認定を受けられた方が 951 名ということで、16.4%の方が認定を受けておみえになるということなんですけれども、実際は、認定は受けたけど支援はまだ行っていない方も多分見えると思うんですけれども、実際の数字はどんなもんなんでしょうか。

保険長寿課介護保険係長（福井章隆君）

今の御質問でございますけれども、実際認定を受けておられる方はおっしゃるとおり 951 名でございます。それで、確かに支援 1 とか支援 2 の方が比較的状态が軽いものですから、申請のときもそうですけど、今後先々心配なので、取りあえずまだ申請をしたいという方が多ございまして、多少は動けるんだけど、そういった関係で支援 1 とか支援 2 になるということで、実際はそういった支援 2 の方で確かにサービスを利用していない方はおられます。ですから、パーセントのところはまだちょっと把握はしていないんですけれども、そういった方は確かにおられます。

委員（山田儀雄君）

認定だけ受けて今頑張っているという人もかなりお見えになると思うけれども、それがどこら辺になるのかなという話なんだけれども、今資料がないということなので、それはそれはいいです。見えるということなんだね。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 12 分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

これより認定第 4 号 令和 3 年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で保険長寿課関係を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時30分としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

これより認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、福祉課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いいたします。

福祉課長（日比野浩士君）

補足等はございません。よろしく申し上げます。

委員長（大沢まり子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長（奥村 悟君）

それでは、主要な成果に関する説明書30ページですが、上段ですけれども、保育環境改善等事業ですけれども、これは令和3年度新規事業ということなんですけれども、保育園ということですから公立が2つ、それから保育園が3、児童館2つということで御嵩町はあるわけですけれども、この負担金、補助及び交付金の190万円、保育園の3施設と児童館が2施設となっていますけれども、これの内訳をちょっと教えてください。

福祉課児童福祉係長（丹羽英仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

この事業の成果欄がございます負担金、補助及び交付金のうち190万円、保育園3施設、児童館2施設とございます。

それぞれ保育園につきましては私立保育園であります御嵩保育園、また指定管理で運営していただいております中保育園、そのほか上恵土にございましてりんご保育園みたけ、それぞれが該当しております。また、児童館につきましては、御存じのとおり中児童館、伏見児童館、それぞれ指定管理で運営していただいております。

内訳でございますが、御嵩保育園、中保育園につきましては50万円ずつ、そのほかりんご保育園みたけ、2つの児童館につきましては30万円ずつということで、これにつきましては施設規模に応じて額が既に決まっておるものとして交付されておりますので、その点については内訳はそれぞれ施設ごとで50万円、もしくは30万円となっております。

副委員長（奥村 悟君）

コロナ対策でマスクだとか消毒液を感染症対策で購入したりしているわけですが、その成果というか、令和3年度ですので、いつときちょっと落ち着いた感がありましたけれども、また令和4年度になってから幼児ですか、園児にコロナが蔓延したということなんですけれども、こういった事業をやったことによる令和3年度から令和4年度にかけてのそこら辺の成果というか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

福祉課児童福祉係長（丹羽英仁君）

こちらですけれども、まず施設そのもの自体が保育園ということで、我々大人のようにマスクを常時つけ続けることが非常に難しい状況もございます。その中で保育士自体もやっぱり倒れてはいけないということもありまして、この購入させていただいた需用費や備品購入の中には、やはり保育士自体も守ることでマスクの購入ですとか、あと子供さんと直接触れ合いますのでハンドクリームのような形で購入をさせていただきました。

といいますのも、これは国のほうからの交付金の要綱の中にも保育士をちゃんと維持できるようにという趣旨でやっておりますので、子供さん自体の感染そのもの自体は防ぎ切ることはなかなか難しいところもございますが、その上で保育運営を維持するという意識の中で交付されておるものになりますので、御理解いただければと思います。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

委員（安藤雅子君）

31ページになりますが、中段の障がい者基幹相談支援センター事業です。

令和2年度より開始された事業で、令和2年は406件、令和3年は606件というふうに報告を受けています。

これは、恐らく近くに相談できることができたということで、とても相談しやすくなって相談件数が増えているということですが、利用者からの評判というか、反応なんかはどんなものがあるかということと、それから差し支えないのでありましたらその範囲内で相談内容みたいなものを教えていただけたらと思います。

福祉課社会福祉係長（瀨瀬泰浩君）

ただいまの安藤委員の御質問にお答えさせていただきます。

利用者の評価といいますか、評判というものについては、直接町のほうにそういったことについて基幹相談支援センターがどうというようなお話はないのが現状です。

ただ、困ったときにどこに相談すればいいかというところで社会福祉協議会に取りあえず相談してみるというようなお話を聞くことはよくありますので、そういった形で周知ができてきていると感じております。

それから、相談内容につきましてですけど、障害に関すること以外にも相談を受けているというような状況があります。

もともとサービスを利用していなかった方のサービスの利用に関する相談、それから障害者の健康や医療に関する、どこの病院に行ったらいいとかそういったことも含めての相談ですとか、あと漠然とした不安を悩み事相談のような感じで相談されるケースですとか、あとは家庭内の人間関係ですとか近所との人間関係、また家計のことですとか経済的な困窮のようなお話ですとか、あと就労ですね、就労できていない方が就労に関する相談をされる。

また、権利擁護ですね。障害者虐待ですとか障害者サービスというところの相談もあると聞いております。

それ以外にも、障害ではない部分での相談というのもよろず相談のような形で併せて相談をされているような状況がありますので、今現在国のほうでも進めてきております重層的支援体制の一角として基幹相談支援センターも上げられておりますので、そういった形で今後の重層的支援につながるような形での相談体制ができてきていると感じております。以上になります。

委員（安藤雅子君）

ありがとうございます。

相談件数が多くなったというところから見ても、恐らく今まででは相談しにくかった、遠方ではなかなか顔も見えないし相談しにくかったということがいろいろ相談できるようになって助かる方が増えているというふうに思っているのです、どうもありがとうございます。

こういった姿勢をもっと充実させて、障害者の方が少しでもお困り事がなくなっていくといいなというふうに思っています。

引き続きまして、32 ページの障害者自立支援給付についてですが、これは 4,200 万円ほど

増えているわけですが、増額理由をもう一度説明していただきたいということと、去年は1人あゆみ館の分別以外にもオハナで働けるようになった就労者が1人出たというふうに伺っておりますが、その方はまだ頑張ってオハナで働いてみえるかどうかということ、あと今回も就労はあったのかどうかということですね。

それで、もう一点ですが、就労訓練というのはどこでどういうふうに行っているものかということですね。作業療法士さんなどが恐らく入ってみえると思うんですが、その辺りをお聞かせください。

福祉課社会福祉係長（瀨瀬泰浩君）

安藤委員の質問にお答えさせていただきます。

自立支援給付費につきましては、おっしゃるとおり、かなり増額してきているというところがございますが、こちらについてはもともと利用件数が伸びているというところがありまして、新たな利用者が増えてきたというところもありますし、コロナでの利用控えというところもありましたので、そういったところの反動もあるのかなというふうにも感じております。

また、グループホームが新たにできたことによる増加というものもありますし、そのグループホームの話では令和3年8月から報酬の高い体制に変わりましたので、その分の上乗せというような形もあろうかと思えます。

あと、就労に関することについては、就労訓練とは言いますが、実際のところはサービスという形で福祉的就労をして、障害者だけでは当然なかなかその作業が終えられないというところがありますので、それを支援員で支援をしていくと。そこでできた成果物などを委託している企業などに納めることで収入を得て、それを利用者で分配するというようなことをしております。

そちらにつきましては、様々な事業所がありますので、その事業所によってどういった仕事をしているかというのはちょっとこちらでは把握していないところではあるんですけど、最近ですと農福連携というのが言われ出しております、農業を新たに事業として受注して利用者の方が農作業するというような事例も出てきているというふうに聞いております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

よかったですか。

ほかに質疑。

副委員長（奥村 悟君）

35 ページですけど、新中児童館設計委託ということで、実施設計で 478 万 5,000 円執行されておりますけれども、昨年度、基本設計で 156 万 2,000 円支出されておまして、トータル 634 万 7,000 円なんですけれども、これで一応実施設計まで終わったということで建築にかか

れるわけですがけれども、今、農転が下りんということで新庁舎整備も止まっているわけですがけれども、今後、その物価の高騰で材料費の値上げも出てくるわけですがけれども、当然、再計算、積算再計算が出てくるわけですがけれども、これはどうなんですかね。

令和4年度には予算がないんですけれども、今後、どのような対応をされていかれるのか、その辺を教えてください。

福祉課児童福祉係長（丹羽英仁君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、令和3年度中に実施しました新中児童館設計委託につきましては、委員がおっしゃるとおり、実施設計というところですのですぐにでも着手ができるように、我々としては準備を進めるというところの中でやらせていただいております。

委員がおっしゃるとおり、物価等の変動はあるにせよ、基本的なところはベースは我々はいつでも発進できるようにしていかなければならないというスタンスの中で、職員は淡々と進めさせていただくというところで心持ちを持っておりますので、その折は農転等も含めた状況を見極めながら進めさせていただきたいと思っております。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

副委員長（奥村 悟君）

ずうっと飛びまして39ページですがけれども、新規事業で産婦健康診査事業ということで20万3,000円執行されておりますけれども、この事業については全国的になされておりますけれども、御嵩町は今回新規ということなんですけれども、これは二立てあって委託料で37人、助成金で2人ということなんですけれども、これは直接医療機関との契約、委託契約は契約なのか、この辺の事業、助成金もあったり委託料もあったりしているんですけれども、この辺の事業の仕組みを少し教えてください。

福祉課保健予防係長（可児剛彦君）

では、御質問にお答えさせていただきます。

こちらの事業ですが、委託料と助成金というふうに分かれておりますけれども、こちら産後の健診等に係る費用を負担するという形になっております。こちらは、国保連合会のほうと委託契約を結んである医院でこの健診等をされた場合については、国保連合会のほうに取りまとめておりますので、委託料として町から支出をさせていただいております。

それで、助成金のほうの2名の方につきましては、その委託契約ができていない期間で健診等をされた方については直接町に申請を出していただいて町が助成するという形になっておりますので、そういう形で健診の助成金の支出をしております。

副委員長（奥村 悟君）

県の国保連ですので県内の医療機関だと思うんですけども、例えば県外の医療機関で受けた場合はこの助成金ということで支払われるということによろしいですか。

福祉課保健予防係長（可児剛彦君）

はい、そのとおりになります。

副委員長（奥村 悟君）

今のその健診をやって何か不具合が見つかったというか、そういった後の事後指導というのは何か考えておられますでしょうか。

福祉課保健予防係長（可児剛彦君）

事後指導につきましては、そのほかあります産後ケア等ですね、そういった包括、また保健センターの保健師等がそういったものについて相談業務に乗っていくということになりますけれども、基本的には治療というのがメインになってくる場合は病院という形になってくるかと思いますが、そのような形で行っております。

委員（安藤雅子君）

ちょっと戻りまして 35 ページですが、民間保育園の運営補助金ですけども、これは令和3年度は病児・障害児が多かったという説明を受けておりますが、これは令和3年度に限ったことなのかというのと、それから病児への対応というのは足りているか、いろんな困り事などは寄せられていないかということですね。

あと、病児預かりというのは、御嵩町の場合どこでやってもらえているのかというところをお聞きします。

福祉課児童福祉係長（丹羽英仁君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず令和2年度と令和3年度を比較していただきますと、やはり金額の差は当然ございます。こちらにつきましては、元来からお子さんを預ける保育の施設利用に応じて変動するものでございます。例えば標準保育ということでもパターンもありますし、ちょっと短い短時間というところもありますので、そこは年度によって変わります。お母様方、お父様方の就業体系によっても変わってくるものがございます。

また、障害児保育につきましては、転入、もしくは新たに手帳を取得するといった形もありますので、これもやっぱり個々のお子様に応じて給付型の単価も変わってくるというところがございます。

そして、病児保育につきましては、今、御嵩町の中では保育園のほうで病児はちょっと対応しておりませんが、広域協定を結びまして、八百津町と可児市、それぞれ協定を結んで

おります。その中で、八百津町であれば伊佐治医院が運営されている保育施設、可児市のほうであれば東可児病院が運営されている保育施設等々で病児保育は対応をしている状況でございます。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

36 ページになります。

子育て世代の包括支援センターですが、これはこの包括支援センターというのは基本型と母子型と両方あって、載っている場所も違うわけですけど、見ていて内容的には子供たちが健全に育つ環境などをちゃんとつくっていくという目的だと思うんですが、これが分かれている理由と、それからこれから支援について動きがそのまま分けたままでいくのか、それともどういふふうな動きになっていくのかというのがもし変化があるようでしたらその辺をちょっと分かりやすく説明をお願いいたします。

福祉課児童福祉係長（丹羽英仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、36 ページ記載の子育て世代包括支援センター事業（基本型）でございます。

こちらにつきましては、子育て世代、出産後等も育児等に困られているお母様方、もしくはコミュニケーションを取る場等も含めまして、相談事業としてやらせていただいております。

簡単にイメージを申し上げますと、こちらの基本型については、生まれた後の子育てについて悩まれているお母様方との相談機関というイメージを持っていただければと思います。

また、先ほど御指摘いただきました 39 ページの母子保健型につきましては、これは妊娠期から出産後、出産のケアも含めて、こちらは保健師による対応でございます。

基本型はぽっぽかんにあります子育て包括支援センター、母子保健型につきましては専門的な知見等も必要なことから保健センターでの対応となっております。

しかし、これはいずれも福祉課のほうに所属しておりまして、お互いの3歳児健診ですとか、そういったそれぞれの場面は共有し、同席するという形で情報共有は常に図っておるものになりますので、分かれています理由というのはそれぞれの施設等もありますけれども、専門的な知見が必要だと。ただ、情報共有や今後の展開についても常に連動できるように福祉課内で今設置をされているものになります。

こちらの子育て包括支援センター等も含めました今後の展望につきましては、国のほうで内閣府のほうの中のこども家庭庁等も含めまして新たな体系が国のほうでも組まれております。

それも含めまして、来年、再来年等、新しい形態は既に国のほうでも進めるようにというふうになりまして、児童虐待等も含めました相談機関を今後一元化していくという方向で我々のほうは今検討を進めておりますので、その際にはまた御説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

委員長（大沢まり子君）

ほかにはよかったですか。

[挙手する者なし]

すみません、1点だけ、ごめんなさい。

39 ページの先ほどの産婦健康診査についてなんですけど、これは当初は 115 万円という予算が立てられていたと思うんですけど、これだけ人数が決算で少ないということは、これは鬱の予防やということでありまして、こういったことがある方が産婦健診を受けられるのか、みんなが全員が全員出産された方が受けられるというものではないんですか。どういったことで、教えてください。

福祉課保健予防係長（可児剛彦君）

御質問にお答えさせていただきます。

基本的にはこの鬱等をはかるために受けられる健診という形になりますので、産後間もないところの健診を受けるということになっております。

当初予算につきましては、かなりの金額、出産等であるということで見込んでおりましたけれども、その分、利用が少なかったということで今回のこの実績になっております。以上になります。

委員長（大沢まり子君）

すみません、今、ちょっと最初の言葉が聞き取りにくかったんですけど、出産、お子さんが生まれた方全員が対象という言われ方をされましたか。

ごめんなさいね、ちょっと聞き取りにくかったんですけど。

福祉課保健予防係長（可児剛彦君）

そうですね、こちらはハイリスクの方のものになります。

委員長（大沢まり子君）

はい、分かりました。了解です。

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで福祉課関係を終わります。お疲れさまでした。ありがとうございます。

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、学校教育課関係について、補足説明がありましたらお願いいたします。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

補足説明等は特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長（大沢まり子君）

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

48ページになります。一番上の放課後児童クラブについてお伺いをします。

これは、現在3か所で放課後児童クラブをやっているわけですが、各箇所の教室の数が幾つずつあって職員が何人ずつ働いていて、児童数はどれくらいあるかという数をお願ひします。

あと、コロナ感染が始まってからの対応というのは非常に大変だったと思うんです。放課後児童クラブ。以前、拝見しに行ったときは、結構子供が密におったりしたので、スペースの確保とか、そういうものについては随分苦慮されて対応されたのかと思いますが、その辺について困ったことなどがもしありましたらということ。

あと、それから令和2年度は滞納者があったという報告を受けておりましたけれども、今回はどうかというこの3点。すみません、お願ひします。

学校教育課学校教育係長（玉川勇氣君）

お答えさせていただきます。

まず教室数ですが、上之郷教室が1、御嵩小学校区が3、伏見小学校区が2つになります。

それから、人数については延べ人数になりますが、上之郷で17名、御嵩で129名、伏見で63名、計209名の利用がございました。

それから、滞納につきましては、令和3年度につきましても滞納が存在してしまっております。令和3年度の収入未済額としましては10万3,160円、収納率としては99.0%でございます。こちらにつきましては、なかなか納めていただけない状況が続いているというものもございまして、引き続き督促等の実施には努めてまいります。

それから、コロナ対策につきましては、困ったこととしましては、当然、やはりどうしても密になりがちということは実際にありました。それから、当然、室内では不織布マスクを

してくださいということで御協力をいただいているわけですが、やはり全て守り切れているかというやっぱりどうしてもちょっと外したがる子供がいたりですとか、そういったところで少しやはりひやひやする場面というのは実際に存在しております。

今回、子ども・子育て支援交付金の中でも、消毒等に関しましては特段の補助をいただいて実施させていただいたというところがございます。以上でございます。

委員（安藤雅子君）

働いてみえる支援員の数を各3か所で教えてください。

結構、支援員さんはいつも人が足りなくて困っているという話を聞いておりましたけれども、今年はどうなふうでしょうか、今回は。

学校教育課学校教育係長（玉川勇氣君）

すみません。申し訳ありません。正確な数を今持ち合わせておりませんが、御嵩小学校区で約20名の先生がいらっしゃいます。伏見でも約6名、上之郷で4名でございます。

主要な施策の成果等には33人とありますけれども、こちらにつきましては夏休み等にふだん補助教員で入っている先生等にヘルプで入っていただいている分も全て記載をしておりますので、多少の誤差がありますので御了承いただければと思います。

やはり1人が入る日数等もございますので、人が充足しているという状況ではございませんが、今年度につきましては、県の事業で県のシルバー人材センター連合会が行ったセカンドキャリア合同説明会というものがあまして、そちらに参加をさせていただくことができました。そこから補助員を2名採用することができまして、そこで8月のお盆明けから勤務をさせていただいております。こうした人材確保策につきましては効果がある程度見込まれるということと理解しましたので、こういったことは継続的に続けていきたいと考えております。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

副委員長（奥村 悟君）

関連で教えていただけますか。

放課後児童クラブの関係なんですけれども、今説明がありましたその上之郷、御嵩、伏見小学校区のそれぞれの3か所があるということなんですけれども、伏見と御嵩は小学校にありますけれども、上之郷小学校区は上之郷の保育園にあるわけですね。それで、もう部屋がそんなに広くないんです。6畳ぐらいでして、せんだってもコロナになったということをお聞きしますが、私も見たんですけれども、かなり密なところでやっているんですね。

なぜその上之郷だけが小学校でやらずして保育園になったかなということをちょっと教えて

いただくことと、先ほどの利用者負担金の関係なんですけれども、令和2年度、令和3年度、かなりその滞納が増えてきているわけなんですけれども、このままでいきますと令和4年度も増えてくるという状況があるわけですが、督促はやってみえるということなんですけれども、人数的には少ないわけなんですけれども、税務課のほうにも職員の庁内プロジェクトがあるわけなんですけれども、そういったところと連携を図りながらその滞納整理に行くだとか、そういったものを鋭意に続けていかないとこれがだんだんと増えてくるということがありますが、その辺のところ、どんなような令和4年度は対応していかれるのか、その2点をお聞かせください。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

私のほうからは、まず経緯等についてお話をさせていただきます。

経緯としましては、上之郷の児童クラブは一番最後にできました。その中で地域からの要望を受けてつくっていったという経緯なんですけれども、ただ、当時、上之郷の小学校ではなかなか空きスペースがないと。結局、1階部分で全学年が給食を食べるというようなことをずっと上之郷は続けておりましたので、特に1階部分に部屋がないということになると、学校機能と放課後児童クラブの機能を全く別にしないといけませんね。それが例えばセコムみたいな、ああいうセキュリティーの問題であったり、入り口の問題、いろいろの関係から当時は難しかったというふうに聞いております。

そうした中で、地域の方々も動いていただいて、例えば保育所に預けてみえる親御さんが保育所と一緒に児童クラブのほうにも迎えができるといったような利便性とか、いろいろなことを加味して状況を踏まえて保育所の中につくったというふうに聞いております。

それで一方で、やはり今委員が言われるように、今時、私の耳のほうにも特に保育所のほうからなかなか手狭になってきて入り口の一番広いところの部屋を取っているということで、何とか改善できないだろうかという話は来ております。それを受けまして、小学校のほうにも協議をしております。

今後、それこそ一朝一夕にはいかないかもしれませんが、どういった部屋を利用してどういった設備投資といいますか、措置をした上で移動ができるのかといったことについては検討を始めたところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

学校教育課学校教育係長（玉川勇氣君）

児童クラブ利用者負担金の滞納の件で御回答をさせていただきます。

おっしゃるとおり、滞納額が増えてしまったということで、私としても非常に危機感を抱いているところではございまして、今年度から収納の担当者会議、税務課を中心に庁内で行っているものについては参加を始めました。そこにおいて未収金の解消に向けての連携を図っているところでございます。

ただ、いわゆる税というもののほどに調査等に関して強固な権限を持っているというものではないというところもありまして、非常に同じようにちょっと統制を取っていけるかどうかと、個別の対象者についてどこまで連携を図っていけるかはまだまだこれからという形になりますので、ただそういったことで連携を図りながら未収金の解消に向けて図っていきたいと思っております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

少ないうちに早めに手当てするというのは大事ですので、これがだんだん増えてもうどうしようもなくなってしまうということになると当然徴収ができなくなるわけですから、鋭意やっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありますか。

委員（安藤雅子君）

これは確認になるかと思うんですが、小・中学校の空調などは特別教室も含め全て完了いたしましたという報告を受けました。

洋式トイレの改修を順次ずうっと進めてきていたと思うんですが、そちらのほうはどんな様子ですかね。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

各小・中学校、毎年少ないといいますが、一遍にはできないということでしたけれども、年々進めてまいりまして、今、伏見小学校を除いては、各1ブースに1か所ずつは洋式トイレの配備が進んでおります。

まだ今年も数か所、予算計上をいただいておりますので、順次進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員（安藤雅子君）

そうしますと、これからも順次進めていくということですが、最終的には全部のトイレを洋式化することを目標としてみえますか。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

これはいろいろな議論といいますが、考え方をお聞きするところでもあります。

例えば災害時なんかを想定しますと、非常トイレというものが必ずしも洋式ばかりではないということもありまして、小学生のうちから、なかなか各家庭では使えない、今時洋式ばかりだと思いますので、学校に例えば各1つずつでもあれば、そういった災害時の対応ということにはしていけるかなということも考えの一つとしてありますので、大半といいますが、多くは替えていきたいと思っておりますけれども、最終的に全てやるかどうかということについて

はまだこれから研究の余地があると思っております。

委員長（大沢まり子君）

ほかに。

副委員長（奥村 悟君）

関連ですけれども、令和3年度の600万円ほどかけて新型コロナ対策で14か所ほど各小・中学校のトイレを洋式化したわけですけれども、バランスよくというか、それは小学校で2か所、中学校で2か所ということで平均的に替えておられるわけですけれども、やっぱり学校規模が違いますし児童・生徒の数も違いますので、当然、トイレの数も違うと思うんです。

ですから、例えば御嵩小学校が一番多いですので、その辺の数、2つが4つだとか、上之郷小学校は1つぐらいでいいんだろうとか、そういったバランスよく児童・生徒数、学校規模を考えて今後やっていかれたほうが。

当然、一気に児童・生徒が集まる場合もありますんで、その1つに集中してしまいますので、やっぱりその規模とか児童・生徒数に応じて替えていくということが大事なと思うんですけれども、その辺のところ、すみません。

町長（渡邊公夫君）

庁舎の件と一気に一緒にやろうということで、大改修をするという予定でしたけれど、これは今遅れていけば土も買うような話になってきたり、いろんな状況がある。それで、駄目ということであれば基金を減らすわけにもいかないということもありますので、あの直後に、教育長には伏見小学校のトイレだけはちゃんと普通にやってくれということは言っておりますので、今まで進めてきたほかの学校と同じようなペースでトイレの改修はしていくという方針でいきますので、予算上、補正でできるのなら補正、そうでなければ来年度ということに組み込んでいきたいというふうに思っています。

それで、先ほど参事が言いました和式トイレですね。その練習用というのが要るんじゃないのと、前の教育長にもそれは言ったんですけど、災害時にどんなトイレを使うことになるのか分からないということで、そういう和式もやっぱり残してどこか練習できるようなところも小学校の中に何か所かあったほうがいいんじゃないのかと。

これは議論していくことになると思いますけれど、そういう形で子供たちには迷惑をかけないようなやり方をしていきたいというふうに思っていますので、御理解をよろしく願います。

委員長（大沢まり子君）

よろしかったですか。

ほかに。

副委員長（奥村 悟君）

49 ページですけれども、小学校維持改修事業のところですが、令和3年度、伏見小学校大規模改造工事修正設計委託ということで、繰越しにより2,110万円ほど支出しておられるわけですが、先般6月の補正予算で価格変動によるということで見積り徴収ということで修正設計で79万2,000円を支出して、既に成果品はできているかなというふうに思います。

工事のほう、今年度発注するというふうに聞いておりますけれども、どのように進めていかれるのか筒井参事のほうにお聞きします。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

伏見小学校の大規模改造ということで、今、少し町長も言及されたところでありますけれども、教育委員会の立場といたしましては、今年度当初といいますか、今年度に入ってから新庁舎事業のめどが立ってきたということから大規模改造事業のゴーサインが出されたということでもあります。6月補正に修正設計委託料を計上いたしまして、今年度内の工事発注を目標に取り組んできたというところであります。

しかし、その後、やはり現状としては新庁舎事業の先行きが不透明な状況になっているという状況の中で、今後のスケジュールとか見通しといったところについて、教育委員会としてはお答えできる立場にはないかなと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

ほかによろしいですか。

ほかには質疑はよかったですか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで学校教育課関係を終わらせていただきます。

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、生涯学習課関係について、補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長（日比野克彦君）

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤雅子君）

51 ページです。

主要な施策の成果等にも書いてありますが、公民館の設備改修事業についてです。

特定建築物の定期調査の業務委託をされて定期調査を行われたわけですけれども、私も通りがかって見ましたら足場を組んであつての調査だったというふうに、あれがそうだと思うんですけれども、どうせ足場を組むのであれば、そのとき一緒にクラックの対処とか汚れ落としとか、そういうものは一緒にできれば足場代が浮くんじゃないかなというふうに思ってみたことがあるということと、それからもう一つは、この定期調査というのは定期と言われるだけあつて何年ごとにやられるものかというこの2点、すみません。

生涯学習課生涯学習係長（林 三樹夫君）

特定建築物の調査につきましては3年に1回ということでございまして、この年が当たり年だったというところでございます。

あと、このクラック等があつたところでそのときに直すということでございますけど、この調査自体が1級建築士の方の調査というところであつて、その内容でそのままその足場等があるときに直せばいいということもありますけれど、その量等がありまして簡単にはちょっとできなかったというところもありまして、ちょっとその足場のあつたときにはうまく合わせて補修することができなかったという状況でございました。以上でございます。

委員（安藤雅子君）

今回はタイミングがうまく合わなかったということなんですけれど、今後、どうですかね、そういうやり方というのは考えていけるものなんでしょうか。

生涯学習課生涯学習係長（林 三樹夫君）

実情、外から見てある程度あるということは検討がつけられると思いますけれど、本工事についてある程度絞ってやれば可能であるというふうに考えますけれど、あと今回、天井の部分でひび割れ等が発見されたというところでございまして、その辺は雨漏り等はすぐ直さないかんというところがありまして、そちらのほうは修繕等を行ってきておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

副委員長（奥村 悟君）

52 ページですけれども、生涯学習事業の価格的には小さいんですけれども、音楽祭の撮影録音の編集費用見積りで13万2,000円の支出があるわけですけれども、昨年度、音楽祭をやられたということで人は寄せなかったというか、そんなふうでやられていたと思うんですけれども、これはどういうふうで、ユーチューブなのかDVDなのかちょっと分かりませんですけ

れども、発信されたのか。またこういったものを御嵩町の公式チャンネルがあるわけですけど、そういったところで発信して活用していくということでされていますでしょうか。

それで終わりなのか、私もちょっと見てみたいと思ったんですけど、その辺のところを教えてください。

生涯学習課生涯学習係長（林 三樹夫君）

この音楽祭につきましては、その当時、コロナの状況から有観客で開催するのが困難と判断しまして、コロナ禍でもできる方法ということで、インターネット上で配信する方法を実施するという事としまして、音楽祭の撮影、録音と編集業務委託ということでトイ・ファームに委託業務を委託しておりますけれども、これは配信期間が12月21日から3月31日ということで配信をしております、そちらのほうの視聴者としては1,451人ということで見ていただいているという実績となっております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

公式チャンネルがあるわけですけども、それにまた流すということはないわけですか。これで終わりだということですかね。

ほかの案件についても、家庭教育学級なんか、乳児学級は流れているわけですけども、その辺のところはどんなふうに考えてみえますか。

生涯学習課生涯学習係長（林 三樹夫君）

今のところ、もう一度流すということは考えておりません。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

委員（山田儀雄君）

54ページのほうをちょっと御覧いただきたいと思います。

社会体育施設管理事業の中で、白山グラウンド、ここの中のグラウンドの使用状況とかなりの金額が借り上げ料ということで九十何万円出ているわけなんですけど、たしかこれは神社庁なのかよく分からんですけども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

ただいまの山田委員の御質問にお答えいたします。

白山グラウンドの使用状況は、毎週土曜日、日曜日にスポーツ少年団のサッカーが使用していただいております。平日は、体育協会のグラウンドゴルフ協会さんが、火曜日と木曜日にグラウンドを利用していただいております。

2番目の質問ですが、土地の借り上げ料につきましては、こちらは白山神社と、基本金額50万円プラス、その年の固定資産税を足した分を土地の借り上げ料として支払っております。

4月1日の時点で固定資産税が確定されますので、税務課に問合せしまして、税額確定後プラス50万円を足した金額を白山神社のほうにお示ししまして、借り上げ料として支払いをさせていただきます。以上でございます。

委員長（大沢まり子君）

よかったですか。

委員（山田儀雄君）

いいことはないけど。

委員長（大沢まり子君）

いいことはない、山田委員、いいですか。

町長（渡邊公夫君）

暫時休憩をお願いします。

委員長（大沢まり子君）

暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時28分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

副委員長（奥村 悟君）

52 ページですが、歴史生き生き！国史跡「中山道」整備事業ということで、昨年度から始まった事業で、昨年度じゃない、令和2年度からですね。それで、令和3年度も671万円ほど支出してみえますが、これは中山道の西洞地区の土留め及び縛り工事ということで土留めの修繕が104メートル、縛り工事は40メートルということなんですけれども、西洞地区ということですが、当然、景観に配慮してということになりますので、その工事自体も少しテクニックが要するというか、ちょっと配慮しながらやらないかということなんですけれども、この2つの工事の詳細だけちょっと教えていただけますか。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

ただいまの件でございますが、国史跡指定区間の中山道につきましては地道が大変多く残されておりまして、江戸時代さながらの中山道の風情を味わえるというのが魅力でございます。

今回実施しました部分につきましては、西洞地内の牛の鼻欠け坂というふうと呼ばれておる

登り口の右側になりますけれども、その石張り側溝 40 メートル、こちらは非常に傷みが激しかった部分ですので自然石をコンクリートが見えないようにということで上手に敷き詰めた側溝となっております。

また、土留め修繕工事につきましては 104 メートルとなっておりますが、西洞の集落に入る手前のところに当たりまして、こちら土留めの木材が大変腐食しておりましたので、こちらの修繕工事、景観に配慮した修繕工事を実施しております。これによりまして雨水の流れも改善できましたし、また景観的にも中山道に応じた状況に落ち着けることができたのではないかとこのように考えております。以上です。

副委員長（奥村 悟君）

この事業については、令和 4 年度も 300 万円ほど予算計上されておりますけれども、引き続き令和 5 年度以降というのも何か予定というか、計画というか、そういったものは持っておみえでしょうか。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

この中山道ですけれども、平成 28 年度に東部の山間地域が国史跡に指定されまして、その後、平成 29 年度、平成 30 年度にわたりまして保存活用計画というのを策定しました。この計画に基づきまして、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度の 3 年間の事業といたしまして特に改良を必要とする部分の修繕工事等を実施しております。

その他、修繕が必要な箇所につきましては、今後、適時継続して実施していきたいというふうに考えております。

今後も、地元の皆さんの理解をいただきながら、10 年、20 年と継続していくことで国史跡中山道というのを守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑。

副委員長（奥村 悟君）

53 ページですが、国指定の最重要文化財の願興寺本堂修理補助金ということで、令和 3 年度は 5.5%の 330 万円の補助ということなんですけれども、既に建物を取り壊して更地になっているということで僅かな 330 万円なんですけれども、令和 4 年度については組立てが始まったか始まるということで倍額の 632 万 5,000 円ぐらいの補助を予算計上されておりますけれども、何か既にもう組立てがかかっているような話を聞きますけれども、その見学会ですね、その組立てを見る、その予定はどんなふうな計画というか、考えてみえますか。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

ただいまの件でございますが、平成 29 年度より 10 年計画で進めております願興寺本堂の修理工事のほうですが、今委員がおっしゃられましたとおり本堂の解体は完了しておりまして、この 8 月よりいよいよ組立て直しが始まっております。

完成は令和 8 年の予定ですけれども、この後、組立て直しを順次進めていきたいと思っております。

また、現場見学会につきましては昨年度も 11 月に開催をしております、100 名を超える参加者の皆様がありました。改めて願興寺本堂の修理事業への関心の高さというのを実感しております。

今年度も組立て直しが既に始まっておりますので、多くの皆さんにこの貴重な文化財の修理の様子というものを御覧いただけるように、11 月をめどに現場見学会を開催できるよう今準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

委員（安藤雅子君）

54 ページになります。

社会体育振興のところで、これは昨年というか、この春も聞いたと思うんですが、町のレクリエーション協会ですね。これは 1.6 万円で立ち上がったばかりだったんですが、令和 4 年度の予算は 3 万円ついております。協会員は 98 人という報告を受けておりますが、これは具体的にどこに所属している人たちでこの 98 人が構成されているのかということ、それから説明ではゲートボール、マレット、フライングディスクなど軽運動を広める活動をしていくというふうに説明を受けましたが、活動の場や何かはどういうふうに確保してやっていかれるかという、ちょっと具体的などころをお聞かせ願えますか。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

ただいまの安藤委員の質問にお答えいたします。

町のレクリエーション協会の構成メンバーは、先ほど委員が申されたほかに吹き矢の会の方も入っていただいております、あとはゲートボール、マレットゴルフ、グラウンドゴルフ、ねんりんピックの種目でもありますフライングディスクゴルフ協会が入っていただいております。

主な活動といたしましては、ねんりんピックが昨年度中止になりましたが、令和 7 年度に岐阜県でまたやるということが決定しておりますので、それに向けて御嵩町の種目競技であるフライングディスクゴルフを町民の皆さんにちょっと啓発していこうということで、町のフライングディスクゴルフ大会というものを計画しております。

こちらの主管団体をレクリエーション協会になってもらっていただいて、町民の方にフライングディスクゴルフを周知していただくという役割を担っていただいております。以上でございます。

委員長（大沢まり子君）

よかったですか。

ほかに。

委員（山田儀雄君）

監査委員さんからの決算審査意見書の中に、生涯学習課の中に、これはちょっと気になったんですけども、海洋センターについては引き続き積極的な利活用を図るということで、ほかの公民館だとかいろんな施設もコロナの関係で下がってきているんだね。

ただ、大幅に何か下がったようなことがあるのかなんていうことを思っていました。その辺はいかがでしょうかね。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

利用人数が減ったというお話。

委員（山田儀雄君）

どうもそんな感じですね。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

山田委員の質問にお答えいたします。

確かに海洋センターに関しましては、このコロナ禍において緊急事態宣言中は閉鎖、閉館したときもございますし、今現在、利用者の制限をつけて開放しております。町外の方は今のところちょっとお断りしておる状態でございます。

例年、海洋センターの利用者の傾向を見る限り、プールに関してですけど、大体3,000人ぐらいが町民の方で、そのプラス3,000人が町外の方ということで、プールに関しましてですけど、可茂地区のプールがやめておる市町村が多くなりまして、八百津町や可児市の東部の方や多治見の方からの問合せがかなり多いこととございます。そのたびに、すみません、今年度は町外の方は御遠慮くださいということをお申し上げておりますので、その影響もあってちょっと減っておることは事実でございます。以上でございます。

委員長（大沢まり子君）

ありがとうございました。

ほかに質疑。

生涯学習課生涯学習係長（林 三樹夫君）

公民館の使用状況についてと書いてあるやつですね。

委員（山田儀雄君）

いいです。

委員長（大沢まり子君）

大丈夫ですか。

ほかに質疑ございませんか。

副委員長（奥村 悟君）

決算書の 105、106 ページですが、保健体育費の保健体育総務費の報酬のところですが、この報酬というのはスポーツ推進委員の報酬だと思いますが、当初は何か見ますと 15 人で 163 万 8,000 円計上されておりましたが、昨年 12 月に補正予算で 109 万 2,000 円減額されて、ここにありますように 54 万 6,000 円にしておるわけですがけれども、減額しているわけですがけれども、執行率を見ますと不用額が 29 万 1,200 円で 46.7%ということの執行率なわけですがけれども、109 万 2,000 円ほど切りましてその 3 か月の間に、1 月、2 月、3 月やね、何か予定があったのか、見込みはよかったのか。その辺のところですね。

推進委員の報酬、かなり高額ですので、160 万円ってかなりなすごい金額を支払われておりますけれども、そこら辺をちょっと教えてください。

生涯学習課スポーツ振興係長（小池誠治君）

ただいまの奥村委員の質問にお答えいたします。

スポーツ推進委員の報酬につきましては、支払われるものにつきましては毎月 1 回行われる定例会とスポーツ推進委員主管のスポーツ行事、あと県、地区の、あと東海 4 県のスポーツ推進委員の研修に行っていただくものと、町民の意向がありましたらそれに沿って軽スポーツの講座の手伝いに行くという任務がございます。そういうものに出しておるんですが、12 月の補正予算のときにはまだコロナの状況が不透明な部分がありまして、後半に特に金額がのします東海 4 県のスポーツ推進委員の研修や岐阜県の可茂地区のスポーツ推進委員の研修や、後半の定例会もやめにしておりますので、コロナの緊急事態宣言発令に伴いまして中止にした行事が増えましたので、12 月の補正予算を計上したときはそれが行われることを前提に計上しておりますので、3 か月の間で執行ができなかったのはそのコロナによる中止になったものの影響でございます。以上でございます。

副委員長（奥村 悟君）

そうすると、月 1 回の定例会でそういった研修を踏まえて一応減額しながら予算を残したということなんだけれども、実際のところはそれがなかった、定例会もしなかったということでは不用額が残ったということですかね。

それで、この 25 万 4,800 円の支出は、3 か月の間にどんなものに使われているんですかね。

生涯学習課文化振興係長（栗谷本 真君）

この 25 万 4,800 円の支出の内訳は、定例会が 8 回行われております。それで、スポーツ行事として 6 回行われております。それに出席していただいた方の報酬の総額が 25 万 4,800 円ということでございます。以上です。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑。

副町長（寺本公行君）

昨年のコロナの波の状況とくしくも一致しておるんですね。

第 5 波が 9 月いっぱい大体終わっておるのかな、それで 10 月、11 月、12 月とかなり落ち着いた状態、そのときに 12 月補正をつくっていますので、つくった後に 1 月から第 6 波が始まっていますので、そういう状況も考慮していただければと思いますのでお願いします。

委員長（大沢まり子君）

ほかに質疑よろしいですか。

[挙手する者なし]

ほかに質疑がないということでございますので、質疑なしと認めます。

これで生涯学習課関係を終わります。

教育委員会の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で、認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、民生文教常任委員会所管部分について全て審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午前 11 時 51 分 再開

委員長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

これより認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、民生文教常任委員会所管部分について討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、民生文教常任委

員会所管部分について採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたします。

本日審査していただきました委員長報告は、私委員長が作成し、議長並びに総務建設産業常任委員会委員長に提出をします。

以上で、民生文教常任委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時52分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者